

事務連絡  
平成28年6月20日

都道府県民生主管部（局）  
国民健康保険主管課（部）  
都道府県後期高齢者医療主管部（局）  
後期高齢者医療主管課（部）

御中

厚生労働省保険局調査課

平成28年熊本地震に伴う国民健康保険毎月事業状況報告書（国保事業月報）、  
国民健康保険退職者医療毎月事業状況報告書（退職者医療事業月報）及び  
後期高齢者医療広域連合における後期高齢者医療毎月事業状況報告書  
（後期事業月報）の記載方法等について

国民健康保険毎月事業状況報告書（国保事業月報）、国民健康保険退職者医療毎月事業状況報告書（退職者医療事業月報）及び後期高齢者医療広域連合における後期高齢者医療毎月事業状況報告書（後期事業月報）（以下「月報」という。）については、昭和59年10月1日付け保発第93号、昭和60年4月30日付け保発第46号及び平成27年3月30日付け保調発第0330001号並びに平成20年4月28日付け保発第0428003号及び保調発第0428001号により取扱いを示しているところであるが、平成28年熊本地震に伴う月報の記載方法等を下記のとおりとするので、貴管内保険者及び後期高齢者医療広域連合に対して周知方お願いしたい。

## 記

### 1. 世帯数及び被保険者数の記載について

被災保険者からの転入に伴う被保険者数等の増減については、「平成28年熊本地震における転入世帯に係る被保険者資格の認定等について」（平成28年4月20日付け厚生労働省保険局国民健康保険課・高齢者医療課事務連絡）に基づく資格の得喪に従い報告すること。

### 2. 保険給付状況の記載について

(1) 「平成28年熊本地震に関する診療報酬等の按分方法等について」（平成28年5月12日付け厚生労働省保険局保険課・国民健康保険課・高齢者医療課事務連絡）において、概算請求が行われた診療報酬等に関する保険者等の支払及び保険者が特定でき

ない診療報酬等に関する各保険者の支払が示されているところであるが、当該請求に係る医療給付の状況は毎月の月報の報告に含めないこと。

- (2) 国保事業月報及び退職者医療事業月報において、「前期高齢者分」、「70歳以上一般分」、「70歳以上現役並み所得者分」及び「未就学児分」について再掲する箇所について、当該区分が判別できない場合は全体計のみに計上し、再掲は不要とする。
- (3) 後期事業月報において、「現役並み所得者分」、「低所得Ⅰ該当者分」、及び「低所得Ⅱ該当者分」について再掲する箇所について、当該区分が判別できない場合は全体計のみに計上し、再掲は不要とする。
- (4) 一部負担金等（一部負担金及び入院時食事療養費、入院時生活療養費の標準負担額。以下同様。）を免除した場合の記載については、平成27年3月30日保調発第0330001号の別添1「事業月報及び退職者医療事業月報記載上の注意」の第三の2（1）イの注1及び平成20年4月28日保調発0428001号の別添「後期高齢者医療毎月事業状況報告書（事業月報）記載上の注意」第三の2（1）エの注1のとおり、保険者負担分に含めること。

#### 【問合せ先】

厚生労働省保険局調査課

<国保事業月報及び退職者医療事業月報について>

数理第二係 八木、徳岡

TEL 03-5253-1111（内線 3297）

E-mail kokuke@mhlw.go.jp

<後期事業月報について>

高齢者医療調査係 樽見、山田、奥村

TEL 03-5253-1111（内線 3296）

E-mail kokikoreisha@mhlw.go.jp